

社会福祉法人華翔会  
老人デイサービス事業茶畑ヒルズ  
運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人華翔会が開設する老人デイサービス事業茶畑ヒルズ 静岡県裾野市茶畑 1428 番地の 1 (以下「事業所」という。)が実施する指定通所介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する項目を定める。

- 〈1〉 事業の目的及び運営方針
- 〈2〉 職員の職種、員数及び職務の内容
- 〈3〉 利用定員
- 〈4〉 利用者へのサービス提供の内容及び費用の額
- 〈5〉 利用に当たっての留意事項
- 〈6〉 非常災害対策
- 〈7〉 その他事業所の運用に関する重要事項

〈1〉 事業の目的及び運営方針

(運営方針)

第2条 事業所が行う指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(サービスの取扱方針)

第3条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

〈2〉 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務)

管理者は職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、生活指導その他のサービスの提供に当たる。
- (3) 看護職員 1名以上  
看護職員は、看護その他のサービスの提供に当たる。
- (4) 介護職員 3名以上  
介護職員は、介護その他のサービスの提供に当たる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他のサービスの提供に当たる。

(職員の専従)

第5条 事業所の職員によってサービスの提供を行うものとする。但し利用者へのサービス提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでないものとする

(勤務体制の確保等)

第6条 事業所は、利用者に対し適切なサービス提供をできるように、事業所の勤務体制を定めるものとする

2 事業所は、サービス提供に当たる職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

〈3〉利用定員

(利用定員)

第7条 利用定員は、1単位25人(一般型)とする。

(定員の遵守)

第8条 事業所は利用定員を超えてサービスの提供を行わないものとする。

〈4〉利用者へのサービス提供の内容及び費用の額

(営業日及び営業時間)

第9条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
但し12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分  
サービス提供時間 9時15分から16時30分  
延長サービス時間 8時から9時15分、16時30分から18時とする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、裾野市、御殿場市、長泉町、沼津市（大岡・岡宮・岡一色）、三島市東海道新幹線以北までとする。

(通所介護計画)

第11条 事業所は、利用者の心身の状況や希望、その置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標と目標達成のためのサービス内容を記載した通所介護計画を、居宅サービス計画の内容に沿って作成する。作成に当たっては、利用者又はその家族にその内容を説明し、利用者の同意を得て、計画を利用者に交付する。

(サービス提供の内容)

第12条 事業所が行なう、サービス提供は、一般型通所介護とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス

2 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(相談及び援助)

第13条 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(サービス困難時の対応)

第 15 条 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業所等の紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(受給資格等の確認)

第 17 条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、利用者が提示する被保険者証によって、被保険者資格等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業所は前項の被保険証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスの提供に努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 18 条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているのかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行わなければならないものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないものとする。

(利用者がサービスを受けるための援助)

第 19 条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を、市町村に対して届け出る事等により、サービス提供に係る費用が保険給付の対象になり得ることの

説明を行ない、居宅介護支援事業者に関する情報の提供を行い、その他の必要な援助を行うものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第20条 事業所は、サービスの提供に当たって居宅介護支援事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第21条 事業者は、居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿ったサービス提供を行うものとする。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第22条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第23条 事業所の職員は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第24条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

2 前項以外に次の各号に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。

(1) 介護サービスの提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で、利用者に負担させることが適当なもの

(イ) 利用者の希望により、身の回りの品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用(歯ブラシや化粧品等) 別紙に定める額

(ロ) 利用者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合の費用(クラブ活動の材料費等) 別紙に定める額

(ハ) オムツ代 実費

(2) 食費 別紙に定める額

(3) その他、サービスの提供とは関係のない費用は実費として徴収することとする。

3 サービス内容及び費用についての説明と同意取得

事業所は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ

め利用者又はその家族に対し、通所介護計画等の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(社会福祉法人等の利用者減免)

第 25 条 事業所は、利用者が提示する減免の確認証の内容と居宅サービス計画に従い、市町村より利用者負担の支払いをうけることができるものとする。

#### 〈5〉利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 26 条 利用者は事業所の利用の際に、次のことを留意するものとする。

- (1) 事業所、設備等を破損し、損傷し、または滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (2) 許可を受けないで、物品等の展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで火気等を使用しないこと。
- (4) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 機能訓練器具等を許可なく使用しないこと。
- (7) 事業所内禁煙のため厳守すること。
- (8) 飲酒は原則として禁止とする。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

#### 〈6〉非常災害対策

(非常災害対策)

第 27 条 事業所は、非常災害に関する計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### 〈7〉その他事業所の運用に関する重要事項

(苦情処理)

第 28 条 事業所は、その行ったサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その行ったサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又

は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業所は、その行ったサービスに係る、利用者からの苦情に関して、国民健康保険組合団体連合会が行なう調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(記録の整備)

- 第 29 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。
    - (1) 通所介護計画
    - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
    - (3) 市町村への通知にかかる記録
    - (4) 行なったサービスに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
    - (5) サービスにより事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際し採った処置についての記録

(衛生管理等)

- 第 30 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なうものとする。
- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(掲示)

- 第 31 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第 32 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 33 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第 34 条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 35 条 施設は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行うとともに、研修を実施その他必要な配慮を行う。

第 36 条 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人華翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 23 年 10 月 16 日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

附則 この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。